

Q1-2-1 台湾における会社法の概要について教えてください。

会社法上の会社とは、営利事業目的であり、会社法に基づき組織、登記設立された法人をいいます。会社には以下の4種類があります。

1. 合名会社: 2人以上の社員(出資者)により組織され、社員は会社の債務に対して共同で、もしくは個別に無限連帯責任を負う。
2. 有限会社: 1人以上の社員(出資者)により組織され、社員の責任はその出資額を限度とする。
3. 合資会社: 1人以上の無限責任社員と1人以上の有限責任社員から組織され、無限責任社員は、会社の債務に対して無限連帯責任を負い、有限責任社員は、その出資額を限度として責任を負う。
4. 株式会社: 2人以上の株主(ただし、政府または法人株主の場合は1名も可)により組織され、株主はその出資額を限度として責任を負う。

会社法は上記の4種類の全ての会社に適用される総則性事項、関連企業および外国事業等に対する規定で構成されています。以下に会社法の各章のポイントを簡潔に説明いたします。

第一章、総則		
1.	会社の定義および分類	会社法上の「会社」に関する定義および4種類の会社の規定
2.	会社の能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の投資の制限 ● 会社の貸付の制限 ● 会社の保証の制限 ● 会社の権利侵害行為
3.	会社の責任者と経理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の責任者の範囲: 責任者とは合名会社、合資会社の場合は業務を執行する社員または会社を代表する社員を指し、有限会社、株式会社の場合は、取締役をいう。 会社の経理人、清算人または臨時管理人、株式会社の発起人、監査役、検査役、更生管財人、または更生監督委員もまた、その職務執行の範囲内において、会社責任者とする。 ● 会社責任者は、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務を果たさなければならない。 ● 法人取締役: 政府または法人が株主である場合、取締役または監査役に選任されることができる。ただし、自然人を指定し、代表として職務を執行させなければならない。 また、政府または法人が株主である場合、その代表者を取締役または監査役に選任させることができる。複数の代表者を取締役あるいは監査役に選任することはできるが、同時に取締役と監査役の両方に代表を選任させることは株主が1人だけの会社を除いてできない。 代表者は、その職務関係により、随時指名変更することができ、当初の任期が満了するまで継続される。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 経理人の資格、委任、報酬および職権
4.	会社の義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年定期的に取り締役、監査役、経理人および10%以上の大株主の氏名あるいは名称、国籍、生年月日あるいは設立年月日、身分証明書番号あるいは統一番号、持株数または出資額、その他中央管轄官庁が指定する事項との情報を経済部の申告プラットフォームに登録する必要がある。 ● 会社は会計年度終了後に、営業報告書、財務諸表および利益処分または損失処理に関する議案を作成し、出資者の同意または定時株主総会の承認を受けなければならない。 ● 会社の資本金額が中央管轄官庁の定める一定額以上に達した場合の財務諸表は、まず会計士の監査を受けなければならない。
5.	会社に対する監督	<ul style="list-style-type: none"> ● 公権の監督： <ul style="list-style-type: none"> － 監督機関：中央においては経済部、直轄市においては直轄市政府 － 設立登記、会社名、会社の営業、会社の財産に対する監督を含む ● 司法監督：解散の裁定
6	会社の解散清算	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社解散の事由 ● 清算手続き

第2章、 合名会社

本章は合名会社について、主として以下の事項を規定しています。

1. 概念：二人以上の無限責任社員により成立する会社
2. 定款の記載内容
3. 体内的な関係：出資、会社業務の執行および監督、投資制限、利益の処分および会社定款の変更等
4. 出資者の地位の得喪：資本参加、出資金の払戻し、出資の譲渡等
5. 合名会社の対外的な関係：合名会社の代表、合名会社社員の責任および合名会社の資本充実の原則
6. その他：合名会社の合併、組織変更および解散清算

第3章、 有限会社

本章は有限会社について、主として以下の事項を規定しています。

1. 概念：1人以上の出資額を限度とする有限責任社員で構成される会社
2. 定款の制定、出資額の払込み
3. 社員（出資者）：社員の人数、社員資格の得喪、社員の権利・義務、社員名簿および出資払込証明書、社員の出資額の譲渡、社員の質権設定
4. 意思決定機関：社員の議決が必要な事項および議決権の計算、業務執行機関（1人以上の取締役）の設置、社員総会と社員の監督権
5. その他：有限会社の会計、定款変更、合併および解散清算等

第4章、 合資会社

本章は合資会社の特質について、主に以下の事項を規定しています。

1. 概念：無限責任社員と出資額を限度とする有限責任社員により構成される会社

2. 第2章の準用:この章に規定していない事項は、第2章の合名会社の規定を準用
3. 対内的な関係:社員の出資、業務の執行および監督、出資の譲渡制限、社員の競業
避止業務および利益の処分
4. その他:出資金の払戻し、除名、組織変更および解散清算

第5章、株式会社

株式会社は会社形態の中で実務上最もよく見受けられる会社の類型です。本章は主に以下の事項を規定しています。

1. 概念:2名以上の株主により構成された会社。ただし、法人か政府株主の場合は1名の株主で足りる。
2. 設立:発起人、設立方法および手続、会社設立の責任
3. 出資関係:株式の額面・無額面および会社資本金、株券の発行、株主の出資方法、出資に関わる責任
4. 株式:株式の意義および性質、株式の種類と制限、株券の発行、株式の譲渡、株式の質権設定および株式の消却
5. 株主:株主権、株主の出資義務、株主名簿
6. 機関:
 - 1) 株主総会:株主総会の権限、招集手続、開催方式(テレビ会議など)、決議事項、決議方法、株主総会の代理出席、株主の議決権の行使および方式(書面または電子方式)および株主総会の決議の瑕疵
 - 2) 取締役および取締役会:取締役の人数および選任、取締役の資格、任期、報酬、解任、責任、取締役会の権限、招集手続、決議方法、取締役の利害関係、取締役の競業避止義務、取締役に対する訴訟、代表取締役(董事長)および副代表取締役(副董事長)並びに常務取締役の選任および職権
 - 3) 監査役:監査役の選任および解任、監査役と会社との関係、監査役の権限、監査役の義務および責任
7. 会計:会計帳簿・決算書類の種類、作成手続、利益配当の回数、利益準備金の積み立て、配当金
8. その他:株式会社の社債、会社再編制、合併および分割、解散清算、閉鎖性株式会社

第六章の一、関係会社

本章は会社法上のいわゆる関係企業の以下の事項について規定しています。

1. 関係会社の定義
2. 支配会社の法律責任
3. 関係会社の情報開示の程度
4. 相互に投資している会社の議決権行使に対する制限

第七章、外国会社

本章は主に以下の事項を規定しています。

- 1.外国会社の台湾支店の登記
- 2.外国会社の台湾における責任者とその責任
- 3.解散・清算

第八章、会社の登記あるいは許認

本章は主に会社の登記に関する手続きと罰則を規定しています。

Q1-2-2 台湾における会社法以外のビジネス関連法整備状況について教えてください。

台湾は「民商合一」を採用しているため、いわゆる商法は別個に設けられておらず、商業法令の基礎は民法であり、商業活動の基礎的な権利・義務関係を規定しています。一方、商業活動に対する規定および商業法律関係の調整のため、会社法を含む経済、金融、知的財産等の商業法令が制定されています。以下は会社法以外の商業関連法令について概要的な説明をいたします。

1、 民法

民法は総則、債権、物権、親属および継承の五章で構成されています。商業活動と密接なのは債権および物権です。

2、 商業関連法令

1. 会社法および関連法令

各類型の会社を規定する基本法であり、会社の設立、運営から解散清算までの遵守すべき法規を定めています。法令適用の疑義について、管轄官庁である経済部の職権で関連の解釈通達および授権方法を公告します。詳しくは Q1-2-1 の説明をご参照ください。

2. 会社登記弁法および関連法令

会社登記は外部に対して公示の効力を備えており、商業活動の信頼性を強めることができます。従って、登記弁法が定められており、経済部を管轄官庁としています。また、経済部は、法令適用の補充または明確化のために、職権により関連の解釈通達を公告します。

3. 商業会計法および関連法令

財務諸表は会社の財務状況を表すものであり、財務の健全性を維持するためには、厳格な商業会計が必要となります。営利目的の事業者が会計処理を行う際の規則と財務諸表の作成等の関連事項を規定しています。管轄官庁は経済

部であり、法令の適用の補充または明確化のために、經濟部は職権により関連の解釈通達を公告します。

4. 企業合併法および関連法令

会社が組織再編を含む合併や買収活動を行う際に、遵守すべき手続を規定し、経営効率の向上のために企業に対して合併・買収の利用を推奨しています。管轄官庁は經濟部であり、法令の適用の補充または明確化のために、經濟部は職権により関連の解釈通達を公告します。関連の説明は Q1-3 をご参照ください。

3、金融関連法令

業別に応じて、主要な金融機構に対してそれぞれ異なる弁法が定められており、当該金融機構の設立、運営、投資等に対する関連の遵守すべき法令を規定しています。主な管轄官庁は金融監督管理委員会で、外国為替に関わる場合は、中央銀行の関連規則に従います。主要な金融関連法令は以下の通りです。

1. 金融持株会社法および関連法令
2. 銀行法および関連法令(信託法令等を含む)
3. 証券・先物の関連法令(証券取引法、先物取引法、証券投資信託および顧問法等を含む)
4. 保険法令
5. 手形法令
6. 貿易法令

4、知的財産権の関連法令

台湾において知的財産保護関連法令は、一つの法令で当該権利が明確に定められるのではなく、各法令にまたがっています。一般的によく見受けられるのは、著作権

法、専利法(特許、実用新案、意匠)、商標法、営業秘密法、植物品種および種苗法、集積回路の回路配置保護法およびディスク管理条例等です。

5、 その他

その他商業活動を行う際に係りうる法令は、消費者保護法、金融消費者保護法、動産担保取引法、仲裁法、涉外民事法律適用法等です。